

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第68号	
事故等名	貨物船ハンジン ダンピア漁船第八初漁丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年12月1日22時12分ごろ	
発生場所	長崎県対馬西方 対馬棹尾埼灯台から真方位273° 13. 1M 付近 (北緯33° 39.1'、東経129° 03.4'、領海外)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月8、10、12日門司・地方事故調査官がB船船長から口述 聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 貨物船 ハンジン ダンピア(韓国船籍) 110, 541トン	
IMO 番号	8811144	
船舶所有者	HANJIN SHIPPING CO., LTD (韓国)	
船種・船名・総トン数	B 漁船 第八初漁丸 18トン	
漁船登録番号	NS2-16963	
船舶所有者	個人所有	
乗組員に関する情報	A 三等航海士 外国免状	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷	
	B 錨台損壊、錨索切断、錨紛失	
事故等の経過	<p>A船は、韓国人船長等が乗り組み、鉄鉱石約200, 000トンを載せ、船首尾とも7. 7mの喫水で、豪州ダンピア港を発し、韓国ポハン港に向かい、対馬西方を北北東の針路、約10kn の速力で、A三等航海士及び甲板手が船橋当直していた。A船は、多数のイカ釣り漁船を避けながら進行中、錨泊中のB船に気付かず、平成20年12月1日22時12分ごろ、A船の船首がB船の錨索を引っ掛け、A船の右舷側とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、B船長ほか2人が乗り組み、水崎漁港を発し、上記場所付近でアナゴ漁を行い、水深約100mの同場所で、錨索を約300m延出して機関を止め、30～40W の紅色全周灯、紅色回転灯及び黄色回転灯を点灯し、全員休息して見張り員を配置せず、南方に向けて錨泊中、前示のとおり衝突した。</p> <p>天候は曇り、風向及び風力は東及び2、黒潮が北北東に流れていた。</p>	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員の関与 船体・機関の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、錨泊中のB船に気付かなかったため、避けることができなかった可能性があると考えられる。 B船は、見張り員を配置しなかったため、A船に対して注意喚起信号を吹鳴できなかった可能性があると考えられる。

原因	本事故は、A船が錨泊中のB船に気付かないまま航行し、また、B船が衝突を避けるための措置をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
その他の事項	なし